

# 公 示

水路業務法(昭和25年法律第102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和6年5月22日

第一管区海上保安本部長

飯塚 秋成(公印省略)

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

(1) 名称 室蘭開発建設部鵜川沙流川河川事務所

(2) 住所 沙流郡平取町字二風谷24番地4

2 水路測量を実施する区域及び期間

(1) 区域 勇払郡むかわ町鵜川河口海域及び沙流郡平取町沙流川河口海域  
(付図のとおり)

(2) 期間 令和6年6月1日～令和6年9月30日まで

(勇払郡むかわ町鵜川河口海域 うち2日程度)

(沙流郡平取町沙流川河口海域 うち4日程度)

3 水路測量の実施方法

G N S Sによる測位、音響測深機による水深測定

4 航行船舶に対する安全措置

(1) 水路測量実施船は、水路業務法施行規則第6条に定める標識(白紅白の燕尾旗)を掲げる。

(2) 一管区水路通報にて周知する。

